

感染症法の改訂

山本 達男・高野 智洋・大塚 岳人

新潟大学大学院医歯学総合研究科

国際感染医学講座 細菌学分野

Amendment of the Law Concerning Infectious Diseases

Tatsuo YAMAMOTO, Tomomi TAKANO and Taketo OTSUKA

Division of Bacteriology, Department of Infectious Disease

Control and International Medicine,

Niigata University Graduate School of Medical and Dental Sciences

要 旨

バイオテロ対策，病原体の適正な取り扱いの徹底，感染症患者の適正な治療と感染症の予防・蔓延の防止の観点から，感染症法が改正され，新たに感染症が類別され，病原体等が種別された。この内，「感染症」と「結核」の条項は平成 19 年 4 月 1 日に施行された。「病原体等」の第 56 条は 6 月 1 日に施行予定で，対象となる病原体・毒素を取り扱っている施設は対応が必要となる。また，結核予防法は 4 月 1 日に廃止，予防接種法は同日に改正，検疫感染症も 4 月 1 日に改正，6 月 1 日に改正が予定されている。

キーワード：感染症法，感染症類別，病原体等種別，結核，検疫感染症

はじめに

感染症の急速なグローバル化とその社会的なインパクトの増大への対策として，感染症に関する法律の整備・改訂が続けられている。平成 11 年（1999 年）には伝染病予防法が廃止され，現在の法律の基盤となる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行された。その後動物由来感染症の深刻化を反映して平成 15 年（2003 年）に大幅改正が行われている。今回の大幅改正の背景には，2001 年 10 月に米国で実際に発生し，米国市民を震撼させた手

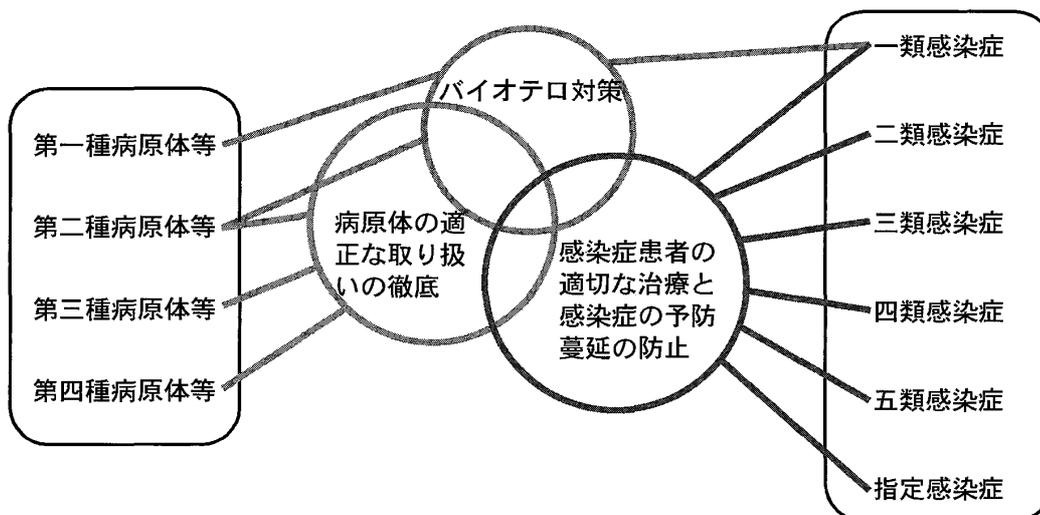
紙を使った生物テロ（バイオテロ）等があり，米国・英国でのバイオテロへの法整備がある。なお，わが国では平成 5 年（1993 年）にオウム真理教（当時）による炭疽菌を使ったバイオテロ“異臭騒ぎ”があった。今回の改正案は平成 18 年 11 月 14 日に衆議院を，同年 12 月 8 日に参議院を経過して成立，同年 12 月 8 日に公布され¹⁾，本年（平成 19 年）4 月 1 日に施行された。

改訂のポイント

・バイオテロ対策，病原体の適正な取り扱いの徹

Reprint requests to: Tatsuo YAMAMOTO
Division of Bacteriology Department of Infectious
Disease Control and International Medicine
Niigata University Graduate School of Medical
and Dental Sciences
1 - 757 Asahimachi - dori,
Niigata 951 - 8510 Japan

別刷請求先：〒951-8510 新潟市旭町通 1-757
新潟大学大学院医歯学総合研究科国際感染医学
細菌学分野 山本 達男



日本細菌学会HP <http://www.soc.nii.ac.jp/jsb/h18update/kansennshoushubetsu.pdf> 改変

図1 感染症法の基本構造, 感染症の類別, 病原体等の種別

底, 感染症患者の適正な治療と感染症の予防・蔓延の防止の観点から, 感染症が類別され, 病原体等(病原体と毒素)が種別された(図1).

- ・結核予防法が廃止され結核が二類感染症になる等, 一類感染症から五類感染症そして指定感染症に関して追加・整理が行われた.
- ・病原体等の所持等が法律で規定された. 病原体等は一種病原体等から四種病原体等に分類された.
- ・二類感染症から五類感染症の疑似症について症候群サーベイランスを行うこととした.

感染症の類別

一類感染症から五類感染症そして指定感染症を表1にまとめた¹⁾²⁾. 一類感染症では南米出血熱を追加し, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)は削除. 二類感染症では結核, 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)を追加し, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフスは削除. 三類感染症ではコレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフスを追加. 四類感染症ではオムスク出血熱, キャサナル森林熱, 西部

馬脳炎, ダニ媒介性脳炎, 東部馬脳炎, 鼻疽, ベネズエラ馬脳炎, ヘンドラウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, ロッキー山紅斑熱の11疾病を追加. 高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザと名称変更した. 五類感染症では急性脳炎で除外疾患をウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱とした. また, 後天性免疫不全症候群の届出様式を見直し, 居住都道府県及び国籍について届出事項としての位置付けを明確化した.

病原体等の種別と保管, 取り扱い

一種病原体等から四種病原体等を表2(A)にまとめた. また, 病原体等の保管及び取り扱いレベル(バイオセーフティレベル, BSL)を表2(A)に, 法律上の義務等を表2(B)に示した. 必要とされる施設の構造等の基準(案)と保管, 使用等の基準(案)は表3(A, B)に示した.

大学, 病院等で病原体等の保管及び取り扱いができるのは二種病原体等以下のレベルである. 例えば二種病原体等の場合には, 病院等では診断後1日以内に届出, 3日以内に滅菌等, または譲渡を

表1 「感染症法」が規定する感染症の類別

| 一類感染症 | 二類感染症 | 三類感染症 |
|---|--|---|
| エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 (7疾病) | 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)* (4疾病) | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス (5疾病) |
| 四類感染症 E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ*、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症、オムスク出血熱、ギヤサマル森林病、西部ウマ脳炎、タニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ハネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキーマウンテン脳炎 (41疾病) | | |
| 五類感染症 | | |
| 全数把握疾患 (全ての医師による届出) ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、梅毒、アメーバ赤痢、急性脳炎、ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、タニ媒介脳炎、頭部ウマ脳炎、日本脳炎、ハネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (14疾病) | 定点把握疾患(定点医療機関による届出) 小児科定点 麻疹(成人麻疹を除く)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎 (13疾病) インフルエンザ定点 インフルエンザ(鳥インフルエンザ*を除く) (1疾病) 眼科定点 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎 (2疾病) STD定点 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症 (4疾病) 基幹病院定点 成人麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症 (8疾病) | |
| 指定感染症(政令で定める) 新型インフルエンザ(H5N1) | | |

■ : 新規追加、類別の変更等を示す。
 * : 名称の変更を示す。

表2 「感染症法」が規程する病原体等の種別と義務等

A. 病原体等の種別 (平成19年4月1日時点)

| 一種病原体等 | | 二種病原体等 | |
|---|--|--|---|
| 南米出血熱ウイルス(4種)、ラッサウイルス、エボラウイルス(4種)、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、痘そうウイルス、マールブルグウイルス；その他政令で定めるもの* (バイオセーフティレベル：4) | | ペスト菌、SARSコロナウイルス、炭疽菌、野兔病菌 (バイオセーフティレベル：3) その他政令で定めるもの* | ボツリヌス菌、ボツリヌス毒素 (バイオセーフティレベル：2) その他政令で定めるもの* |
| 三種病原体等 | | | |
| Q熱コクシエラ、結核菌(イソニアジド、リファンピシンに耐性(多剤耐性結核菌))、狂犬病ウイルス、コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス(4種)、西部馬脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、日本紅斑熱リケッチア、発疹チフスリケッチア、ハンタウイルス肺症候群ウイルス(6種)、Bウイルス、鼻疽菌、ブルセラ属菌(4種)、ペネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレー熱ウイルス、類鼻疽菌、ロッキン山紅斑熱リケッチア、キャサナル森林病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス；その他政令で定めるもの* (バイオセーフティレベル：3) | | | |
| 四種病原体等 | | | |
| 黄熱ウイルス、結核菌(多剤耐性結核菌を除く)、チフス菌、鳥インフルエンザウイルス(H5N1、H7N7)、パラチフスA菌、ウエストナイルウイルス、 (バイオセーフティレベル：3) その他政令で定めるもの | | インフルエンザAウイルス(H2N2)、腸管出血性大腸菌、ポリオウイルス、志賀毒素、赤痢菌(4種)、コレラ菌(血清型O1、O139)、クリプトスポリジウム、オウム病クラミジア、デングウイルス、日本脳炎ウイルス (バイオセーフティレベル：2) | |

*現時点でなし

B. 法律上の義務等

| 種類 | ポイント | 法律上の義務 | | | | | | | | | |
|---------|---|--------------|--------------|------|-----------------------|------|-------|--------|------------|-----|----------|
| | | 感染症発生予防規定の作成 | 病原体等取扱主任者の選任 | 教育訓練 | 液菌濃度 | 記録義務 | 施設の基準 | 保管等の基準 | 運搬の届出(公安委) | 事故届 | 災害時の応急措置 |
| 第一種病原体等 | 所持等の禁止 ・国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲渡及び譲受けが可能 ・運搬の届出 ・発散行為の処罰 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第二種病原体等 | 所持等の許可 ・試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡及び譲受けが可能 ・運搬の届出 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、運搬等の基準の遵守 ・厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査、並びに改善命令 ・改善命令違反等に対する罰則 ・(1日以内に届出) | ○ | ○ | ○ | ○ (3日以内に液菌等、又は譲渡) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第三種病原体等 | 所持等の届出 ・病原体等の種類等について厚生労働大臣への事後届出(7日以内) ・運搬の届出 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、運搬等の基準の遵守 ・厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査、並びに改善命令 ・改善命令違反等に対する罰則 | | | | ○ (10日以内に液菌等、又は譲渡) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第四種病原体等 | 基準の遵守 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、運搬等の基準の遵守 ・厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査、並びに改善命令 ・改善命令違反等に対する罰則 | | | | ○ (10日以内に液菌等、又は譲渡) | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/pdf/03-02.pdf> 改変

表3 施設及び病原体等の保管等に関する基準(案)

A.

施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(案)一覧(法第56条の24関係)

| 対象病原体等 | 1種病原体等 | | 2種病原体等 | | 3種病原体等 | | 4種病原体等 | |
|--------------------|----------------------------|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|---------------|
| | A | B | C | D | E | F | | |
| 位置(地崩れ、浸水) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 耐火構造等(建築基準法) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 耐震構造(耐震基準) | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 管理区域 | 実験室・前室、シャワー室、給排気・排水設備、監視室等 | 実験室、前室(検除)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、前室(検除)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、前室(検除)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、前室(検除)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 |
| 補助設備 | ○(予備電源等) | - | - | - | - | - | - | - |
| 管理区域の監視室 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 侵入防止の施設 | さく等 | - | - | - | - | - | - | - |
| 実験室までの通行制限 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 保管施設(庫) | 実験室内 | 実験室内・管理区域内 | 実験室内・管理区域内 | 実験室内・管理区域内 | 管理区域内 | 管理区域内 | 管理区域内 | 管理区域内 |
| 施設等の設備・器具 | ○ *2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 通行制限等措置 | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 実験室 | 実験室 | | | 実験室 | | | | |
| 鍵 | ○(3重以上) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 専用の前室 | ○ | ○(検除) | - | ○(検除) | ○(検除) | ○(検除) | - | - |
| シャワー室 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| インターロック | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| インターロック又はこれに準ずる二重扉 | - | ○(検除) | - | ○(検除) | ○(検除) | ○(検除) | - | - |
| 実験室内 | 実験室 | | | 実験室 | | | | |
| 壁・床・天井等の耐水・気密・消毒等 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 壁・床の耐水、消毒 | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 通話又は警報装置 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 窓等措置 | ○ | ○(製、検除) | - | ○(製、検除) | ○(製、検除) | ○(製、検除) | - | - |
| 監視カメラ等 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 安全キャビネット *1 | ○(高度:クラスⅢ) ※クラスⅡB以上 | ○(クラスⅡ以上) | - | ○(クラスⅡ以上) | ○(クラスⅡ以上) | ○(クラスⅡ以上) | - | - |
| 給気設備 | 専用(鍵) ※防護服への給気 | - | - | - | - | - | - | - |
| HEPA | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 稼働状況確認の装置 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 排気設備 | 専用(鍵) | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - |
| HEPA | ○(2重以上) | ○(1以上) | - | ○(1以上) | ○(1以上) | ○(1以上) | - | - |
| 再循環防止の措置 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| 差圧管理できる構造 | ○ | ○(製、検除) | - | ○(製、検除) | ○(製、検除) | ○(製、検除) | - | - |
| 稼働状況確認の装置 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 排水設備 *4 | 専用(鍵) 高圧蒸気滅菌装置及び薬液装置 | ○ 高圧蒸気滅菌装置又は薬液装置 | - | ○ 高圧蒸気滅菌装置又は薬液装置 | ○ 高圧蒸気滅菌装置又は薬液装置 | ○ 高圧蒸気滅菌装置又は薬液装置 | - | - |
| 稼働状況確認の装置 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 動物感染実験の飼育設備 | 実験室内 | 実験室内・使用施設内 | 実験室内・使用施設内*3 | 実験室内・使用施設内 | 実験室内・使用施設内 | 実験室内・使用施設内 | 実験室内・使用施設内*3 | 実験室内・使用施設内*3 |
| 滅菌設備 | 実験室内外に扉のある高圧蒸気滅菌装置 | 実験室内 | 実験室内又は滅菌施設内 | 実験室内 | 実験室内 | 実験室内 | 実験室内又は滅菌施設内 | 実験室内又は滅菌施設内 |
| 維持管理 | | | | | | | | |
| 点検・基準維持 | 年1回以上 | 年1回以上 | 年1回以上 | 年1回以上 | 定期的 | 定期的 | | |
| HEPA交換時の滅菌 | ○ | - | - | - | - | - | - | - |

※:陽圧気密防護服着用の場合

[実:実験室、製:製造施設、検:検査室]と表記。また、**実験室**は製造施設、検査室に読み替え。

○製造施設のうち厚労大臣が指定する施設を指定製造施設として、一部適用を除外する規定を設ける予定。(例. ボツリヌス抗毒素製造のための馬廐舎等)

○網掛けの項目は、施行後5年間の経過措置を設ける予定(2種病原体等)にあっては施行後の猶予期間内に申請されたものに限る。

注釈) *1:製造施設においては拡散防止の装置等と読み替え。

*2:すでに実験室内に入室するのに3重の鍵あり。

*3:毒素の使用をした動物は適用外。

*4:高度安全キャビネットの場合は適用外。(実験室、製造施設の場合)

B.

病原体等の保管等の技術上の基準(案)一覧(法第56条の25関係)

| 対象病原体等 | | 1種病原体等 | 2種病原体等 | | 3種病原体等 | 4種病原体等 | |
|--------|--------------------|---|--|---|--|--|---|
| | | A | B | C | D | E | F |
| 保管の基準 | 密封容器に入れ保管庫で保管 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 保管庫等の施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 複数名での出し入れ | ○ | - | - | - | - | - |
| | 保管施設のバイオハザード標示 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 使用の基準 | 複数名での作業 | ○ | - | - | - | - | - |
| | 安全キャビネット内での適切な使用*1 | ○(高度:クラスⅢ) ※クラスⅡB以上 | ○(クラスⅡ以上) | - | ○(クラスⅡ以上) | ○(クラスⅡ以上) | - |
| | 飲食、喫煙、化粧の禁止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 防護具の着用 | ○ ※防護服の着用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 退出時の汚染除去等 | ○ ※消毒剤の使用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 排気・排水、汚染物品の滅菌等 | ○(排気・排水、汚染物品) | ○(排気・排水、汚染物品) | ○(汚染物品) | ○(排気・排水、汚染物品) | ○(排気・排水、汚染物品) | ○(汚染物品) |
| | 管理区域に人がみだりに立入らない措置 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 感染させた動物の持ち出し制限 | ○ | ○ | ○*2 | ○ | ○ | ○*2 |
| | 感染動物の逸走防止の措置 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 実験室出入口へのバイオハザード標示 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 滅菌等の基準 | 汚染物品等の滅菌等 | 121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は同等以上の効果を有する方法 | 121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 | 【毒素】 1分以上の煮沸又は2.5%以上水酸化Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 【毒素以外】 左記の方法 | 121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 | 121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 | 【毒素】 1分以上の煮沸又は2.5%以上水酸化Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 【毒素以外】 左記の方法 |
| | 排水の滅菌等 | ○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌、かつ0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法) | ○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法) | - | ○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法) | ○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.1%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法) | - |

※ 陽圧気密防護服着用の場合(着用前に異常の有無を確認)

注釈) *1: 製造施設においては特定病原体等を拡散させないための措置が講じられていること。(1種病原体等を除く。)

*2: 毒素を使用した動物は除く。

※ 指定製造施設(厚労大臣が使用の様態等に照らし施設基準を課すことが適当でないと認める施設)について一部適用を除外する規定あり。

上記表中、実験室は製造施設、検査室に読み替え。

○ 運搬の基準(1種~4種病原体等)

- ・ 運搬する場合には容器に封入すること(三重包装)。
- ・ 容器には、十分な吸収材の充填、適切な緩衝材を入れるなど漏洩のおそれがないように措置し、運搬すること。
- ・ 容器は運搬中の温度・内圧の変化、振動等により、破損等が生じる恐れがないこと。
- ・ 容器の車両等への積み付けや運搬にあたっては、運搬中の移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- ・ 車両への積み付けは運搬中に移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないものであること。
- ・ 外装容器はみだりに開封できないものとする。(事業所内の運搬には適用しない。)
- ・ 外装容器の外側に、感染性物質危険物表示(バイオハザードマーク)を貼付すること。(事業所内の運搬には適用しない。) 等

する。研究等に用いる場合には、施設長が厚生労働大臣に申請して許可を得る、感染症発生予防規定を作成する、病原体等取扱主任者を選任する、教育訓練を行う、施設外に運搬する場合には都道府県公安委員会に届出ること等が必要になる。

なお、施設の構造等の基準（表 3A）には施行後 5 年間の経過措置を設ける項目が含まれている。また、表 3 の 2 種病原体等で (C) はポツリヌス菌とポツリヌス毒素が該当し、バイオセーフティレベル 2 で取り扱うことができる（表 2）。(B) はそれ以外の 2 種病原体で、取り扱いにはバイオセーフティレベル 3 が必要となる（表 2）。また、表 3 の 4 種病原体等で (E) はバイオセーフティレベル 3 が必要な 6 病原体（表 2）が該当し、(F) はバイオセーフティレベル 2 で扱える 9 病原体と 1 毒素（表 2）が該当する。

このような病原体等に関する法律第 56 条は 6 月 1 日施行の予定で、5 月に詳細が発表される。大学等での実習も例外ではないが、特別に使用することができる実習株が検討されている。

疑似感染症と症候群サーベイランス

二類感染症から五類感染症の疑似症について症候群サーベイランスを行う（第 14 条 2 項）。例えば、38℃以上の発熱・呼吸器症状・重症・原因不明例や発疹・水疱例が対象となる。

検疫感染症

一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱）、コレラ*、黄熱*、インフルエンザ（H5N1）、マラリア、デング熱。ただし、コレラと黄熱は 6 月 1 日に削除。

結 核

人権尊重の観点から、また特定の感染症名を冠した法律は差別、偏見の温床になるとの指摘があって結核予防法は 4 月 1 日に廃止され、改正され

た内容は感染症法と予防接種法（6 ヶ月未満の BCG 接種〔努力義務〕や救済措置）で扱われた。

おわりに

病原体等に関する法律第 56 条の施行（6 月 1 日）を前に、意見の調整が行われている。詳細は厚生労働省から 5 月に発表予定で、国立感染症研究所も 5 月に説明会を予定している。大学、病院、検査機関等は申請、施設の改修等必要な対応を行うことになる。

追記

規制除外病原体等（告示案）

平成 19 年 5 月 8 日時点

二種病原体等：炭疽菌 34F2 株，Davis 株，野兎病菌亜種ホルアークティカ LVS 株，亜種ツラレンスシス ATCC6223（B38 株），ポツリヌス毒素（A 型ポツリヌス毒素製剤 500 単位以下，B 型ポツリヌス毒素製剤 10000 単位以下），ポツリヌス毒素（0.1mg 以下に限る）

三種病原体等：狂犬病ウイルス RC・HC 株，HEP 株，CVS 株

四種病原体等：ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 I 型（LSc，2ab 株），II 型（P712，Ch，2ab 株），III 型（Leon，12a1b 株），黄熱ウイルス 17D-204 株，日本脳炎ウイルス at 株，m 株，ML-17 株，S-株，インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス A/duck/Hokkaido/vac-1/04（H5N1），A/duck/Hokkaido/vac-2/04（H7N7），A/equine/Newmark/et/1/77（H7N7），志賀毒素（0.5 mg 以下に限る）

文 献

- 1) 官報 号外第 275 号 平成 18 年 12 月 8 日
- 2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年三月九日政令第四十四号）